

## ご寄附の 申し込み方法

WEBサイトでの申し込みと金融機関の窓口・ATM等からの申し込みの2種類あります。



WEBサイト



金融機関の窓口  
ATM

### WEBサイトからの寄附

下記のURLから注意事項等を確認のうえ、お申込み専用ページの入力画面から病院を選択し、必要事項をご入力ください。

<https://nho.hosp.go.jp/about/kifu.html>

### 金融機関の窓口・ATM等からの寄附

ご寄附を申し込まれる各病院へ直接お問い合わせください。

直接、お申込み専用ページへ行かれる方はこちらのURLよりお進みください。

<https://fundexapp.jp/nho/entry.php>

QRコード読み取り機能のあるスマートフォン・携帯電話をお持ちの方は、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。



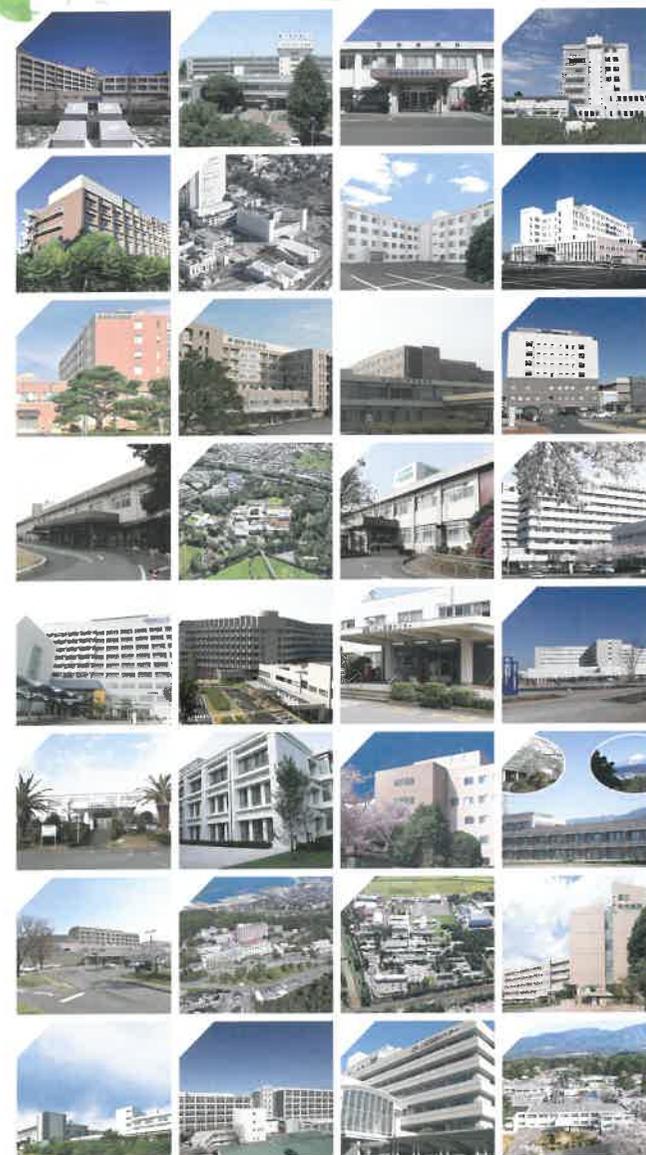
### お問い合わせ先

独立行政法人  
国立病院機構 関東信越グループ  
〒152-0021 東京都目黒区東が丘 2-5-23  
TEL: 03-5712-3131 (代表)  
<https://www.nho-kansin.jp/>



## ご寄附のお願い

1,000円～寄附ができます



## 関東信越グループ担当理事からの メッセージ

私たち国立病院機構は、急性期から慢性期までの診療を約5万床の病床と約6万人の職員で行っている全国141の病院ネットワークです。

国立病院機構は全国的な病院ネットワークを活用しながら、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供し、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療や、災害等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施しています。

私たちは、この医療資源を活かして、地域の医療に貢献し、住民の皆様の支えになりたいと考えています。

質の高い医療、研究、教育を続けていくためには、安定した経営基盤が欠かせません。

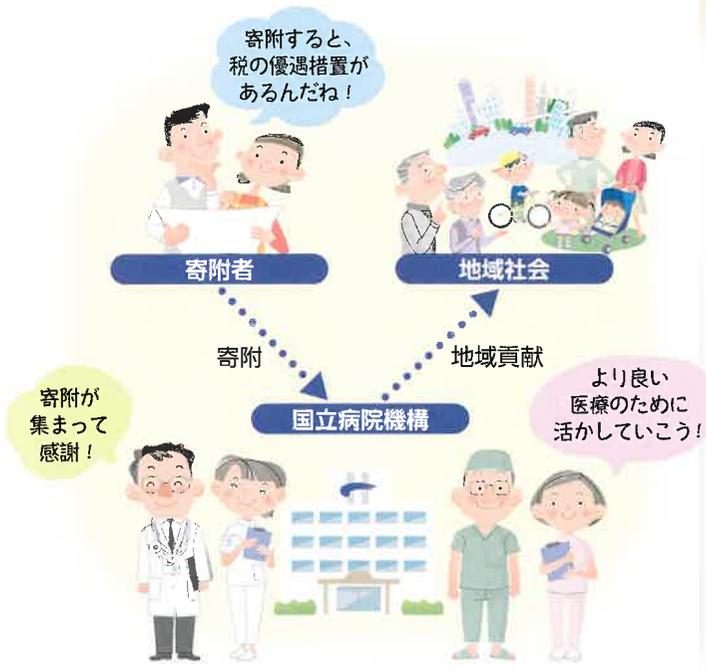
そのため、多面的な財源を確保する観点から、企業や個人の皆様に広く寄附をお願いしております。

頂いた寄附については、国立病院機構のミッションの達成のため、地域の住民の皆様のために活用させていただきます。

何卒、当機構への寄附の趣旨にご理解頂き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

関東信越グループ担当理事  
新木 一弘

皆さまからいただいたご寄附は、  
以下の目的のために  
大切に使用させていただきます。



## 寄附金に係る 税制上の優遇措置

### 個人のご寄附の場合

#### 所得税の寄附金控除

「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択することができます。

**所得控除** 寄附金額 - 2,000円  
を課税所得金額から控除

※寄附金額は総所得金額の40%が限度

**税額控除** 寄附金額 - 2,000円 × 40% (所得税額 25%が限度)  
が所得税額から控除

※寄附金額は総所得金額の40%が限度となり、所得税額の25%が限度

#### 個人住民税の寄附金控除

寄附金額 - 2,000円 × 控除率 を税額から控除

※寄附金額は総所得金額の30%が限度  
控除率…県民税(4%)、市民税(6%)

※控除は条例で指定される場合のみ行われます。  
手続き方法を含め、お住いの都道府県または市区町村の税務担当にお問い合わせください。

#### 寄附金税額控除の手続きについて

寄附金税額控除を受けるためには、寄附した方からの確定申告が必要となります。

確定申告には、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書(領収証)等の添付が必要となります。

### 法人のご寄附の場合

寄附金合計額と寄附金損金算入限度額(算式は下記ご参照)のいずれか少ない金額が損金に算入されます。  
(一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠)

● 寄附金の損金算入限度額

$$\left( \frac{\text{資本金等の額}}{\text{当期の月数}} \times 0.375\% + \frac{\text{所得の金額}}{\text{当期の月数}} \times 6.25\% \right) \times 1/2$$